

令和2年度の報告に関する結果の概要（令和2年度時点）

水銀汚染防止法施行後4回目の報告となる令和2年度の結果概要は以下のとおりです。
なお、当該報告の対象期間は、平成2年4月1日から令和3年3月31日までです。

（1）水銀等の貯蔵

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で73事業所、報告された水銀等の年度末貯蔵量は計81,971 kgでした。水銀等の種類別の内訳は、水銀の貯蔵に関する報告が計67件、硫化水銀の貯蔵に関する報告が計7件でした。そのうち水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が1事業所ありました。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）の貯蔵に関する報告はありませんでした。また、水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置の実施についても確認しました。

（2）水銀含有再生資源の管理

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で211事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源は「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム[1]」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等でした。

水銀含有再生資源の種類別報告件数及び年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の種類別の内訳は、非鉄金属製錬スラッジが12件で計210,011 kg（湿重量）、歯科用アマルガムが158件で計97 kg（湿重量）及び計104 kg（乾重量）、分析用途で使用された水銀が19件で計957 kg（湿重量）及び計24 kg（乾重量）、製品から回収された水銀が5件で139 kg（湿重量）、酸化銀電池が15件で計380 kg（湿重量）及び計809 kg（乾重量）、その他の水銀含有再生資源が3件で計239 kg（湿重量）でした（なお、事業所によって複数の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と水銀含有再生資源の報告件数の合計値は異なります。）。また、水銀含有再生資源を環境上適正に管理するための措置の実施についても確認しました。